

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 2 年度
計画主体	幌 加 内 町

幌加内町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 幌加内町産業課

所 在 地 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地

電話番号 0165-35-2122

F A X 番号 0165-35-2127

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・野ウサギ（ユキウサギ）
計画期間	平成22年度～平成24年度
対象地域	幌加内町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	そば	800千円
	大豆	300千円
	水稻	100千円
ヒグマ	デントコーン	100千円
野ウサギ（ユキウサギ）	大豆	100千円

(2) 被害の傾向

<p>エゾシカ</p> <p>農作物の播種から収穫までの長期間に渡り出没し、中山間地域を中心に被害が増大している</p> <p>生息数は不明であり、そば、大豆、水稻の食害、育苗の踏み荒らし等の被害が発生している。</p> <p>ヒグマ</p> <p>夏季は主に実が付きだしたデントコーンなどに被害が発生している。</p> <p>野ウサギ（ユキウサギ）</p> <p>近年では、電牧柵の間を通り抜けて大豆等の食害、踏み荒らしが発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成24年度)
エゾシカ	1,200千円	860千円
ヒグマ	100千円	70千円
野ウサギ（ユキウサギ）	100千円	70千円
計	1,400千円	1,000千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	銃による捕獲	<p>エゾシカ</p> <p>被害を受けている農業者から出没の通報があっても、既に姿を消している場合がほとんどであり、敏速かつ的確な駆除を行えない。また狩猟者も高齢化が進み、機動力の低下が懸念されている。</p> <p>(H21 捕獲実績 54 頭)</p> <p>ヒグマ</p> <p>発見者から通報があったとしても、既に発見できない状況であり、看板等を設置し注意喚起をしている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	電牧柵の設置 防除機の設置	<p>エゾシカの被害防止策として H20 から幌加内町鳥獣害防止計画により、電牧柵の設置、防除機の設置を実施し、設置ほ場での効果は高いが、隣接地へ被害が拡大しているため、電牧柵の設置拡大と継続的な実施が必要である。</p>

(5) 今後の方針

<p>エゾシカ</p> <p>電牧柵の設置拡大、くくりワナの無償貸出を行い、免許取得者の増員、ワナの設置方法、シカの習性等に関する研修会の実施農業関係機関、狩猟者及び農協、町等と連携し、被害防止に向けて効果的な対策等の検討近隣市町と連携し、より効果的な駆除方法の調査研究防護柵等の設置についての検討</p> <p>ヒグマ</p> <p>行動範囲が広いので、近隣市町との出没情報を積極的に行い、被害の未然防止に努める。</p> <p>野ウサギ (ユキウサギ)</p> <p>くくりワナ、電気柵の対策を講じ効果的な対策を調査し実施していく</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>エゾシカ</p> <p>銃・くくりワナ等の狩猟免許取得者による捕獲を今後とも実施していく</p> <p>ヒグマ</p> <p>人畜に危害が及ぶ危険性が有る場合は、銃器による捕獲を実施する</p> <p>野ウサギ (ユキウサギ)</p> <p>効果的な対策を調査し実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
22年度	エゾシカ	くくりワナの購入、電牧柵の購入、わな猟免許取得者の育成
23年度	エゾシカ	くくりワナの購入、電牧柵の購入、わな猟免許取得者の育成
24年度	エゾシカ	くくりワナの購入、電牧柵の購入、わな猟免許取得者の育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>エゾシカ</p> <p>被害状況を踏まえ、協議会・関係機関において協議し適正な捕獲数を設定することとしている。H21実績捕獲頭数に基づき、銃による捕獲の実施を考慮し設定する。</p> <p>ヒグマ</p> <p>通りすがりのヒグマによる被害が発生している、人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので年間捕獲頭数は設定しない。</p> <p>野ウサギ (ユキウサギ)</p> <p>個体数が不明であり、くくりワナ等の効果も不明であり、電牧柵により農用地に侵入しない対策も講じるため、年間捕獲頭数は設定しない。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画等		
	22年度	23年度	24年度
エゾシカ	80	90	100
ヒグマ	0	0	0
野ウサギ (ユキウサギ)	0	0	0

捕獲等の取組内容	
捕獲手段	銃・くくりワナ等（原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。）
捕獲予定場所	町内全域（原則として、道鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は捕獲区域に含めない）
捕獲鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・野ウサギ（ユキウサギ）

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
幌加内町	エゾシカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容					
	22年度		23年度		24年度	
エゾシカ	電牧柵	8,000m	電牧柵	8,000m	電牧柵	8,000m
	くくりワナ	10ヶ	くくりワナ	10ヶ	くくりワナ	10ヶ
ヒグマ	電気柵	500m	電気柵	500m	電気柵	500m
野ウサギ（ユキウサギ）	くくりワナ	5ヶ	くくりワナ	5ヶ	くくりワナ	5ヶ

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
22年度	エゾシカ ヒグマ	・電牧柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底
23年度	エゾシカ ヒグマ	・電牧柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底
24年度	エゾシカ ヒグマ	・電牧柵の維持、補修など受益者による管理の徹底 ・有畜農家の牧柵管理の徹底

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	幌加内町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
農業者（営農組合長・副組合長）	電気柵の設置、くくりワナでの捕獲・情報提供等
きたそらち農業協同組合 幌加内支所	農業被害情報収集・農業者、猟友会等との調整
幌加内町 産業課	関係機関との連絡調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道上川総合振興局 農務課	鳥獣害防止に関する協議、鳥獣害防止総合対策事業の指導に関すること、鳥獣害防止対策の窓口
上川農業改良普及センター	被害対策アドバイス
きたそらち農業協同組合	被害対策アドバイス
幌加内土地改良区	被害対策アドバイス
NPO法人旭川市猟友会	対象鳥獣の駆除・個体数調整
梁山泊	対象鳥獣の駆除・個体数調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ・・・狩猟者等による「止めさし」を行い、食肉加工できるものは利用し、食肉処理が不可能な場合は、処理施設（幌加内町住民課所管）へ搬送し焼却処理とする。
ヒグマ・・・研究施設への検体提供又は処理施設（幌加内町住民課所管）へ搬送し焼却処理とする。
野ウサギ（ユキウサギ）・・・処理施設（幌加内町住民課所管）へ搬送し焼却処理とする。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--